

消 防 災 第 14 号
令和 6 年 1 月 30 日

都道府県防災担当主管部（局）長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

地域防災計画における航空機等の輸送に係る記載の見直しについて

平素より防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年能登半島地震では、各地で道路が途絶したことから、災害応急対策を実施する関係機関の情報収集及び人員の搬送、救助・救出活動、高齢者の転院搬送並びに孤立集落への物資輸送などに当たって、機動力のあるヘリコプターが効果的に活用されたところと

ころです。
これは、防災基本計画において、「緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は、陸・海・空のあらゆる手段を利用し、総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとし、特に、機動力のあるヘリコプター等の活用を推進する」（第 2 章第 5 節 3 緊急輸送）こととされていることを踏まえ、実施されたものです。

災害時の緊急輸送については、これまでの災害においても今回と同様、交通状況等を勘案し、ヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段が機動的かつ効果的に活用されていますが、今後もそのような運用が適切に行われるよう、地域防災計画において明確な記載がなされることが重要です。

このため、下記のとおり、明確な記載となるよう地域防災計画の見直しを検討いただきますようお願いいたします。

貴都道府県におかれましては、貴管内市区町村にもこの旨周知いただくとともに、必要な助言や支援等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

また、令和 6 年能登半島地震を教訓とした地域防災計画の緊急点検・見直しを踏まえた修正については、追ってご連絡を申し上げます。

記

防災基本計画を踏まえ、貴団体の地域防災計画にヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段の機動的かつ効果的な活用を積極的に位置づけること。

特に、地域防災計画で、「地上輸送がすべて不可能な場合は、・・・ヘリコプターの派遣の要請を行う」など、車両輸送をはじめとする他の輸送手段の実施がすべて不可能になった場合に限ってヘリコプターを活用する趣旨と解される記載がある場合には、「緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、・・・ヘリコプターの派遣の要請を行う」などに修正し、ヘリコプターの積極的な活用を行う趣旨を明確にすること。

以上

<問合せ先>

○消防庁国民保護・防災部防災課

太田災害対策官、早勢係長、大竹事務官

TEL : 03-5253-7525